



大学等に進学される皆さまへ



令和8年度

貸与奨学金事業

公益財団法人 日本教育公務員弘済会では、有為の人材を育成するため、大学等に学ぶ学生・生徒に対し、無利息で奨学金を貸与し、多くの学生・生徒の修学に役立てています。（申請受付等、具体的取り扱い等は連帯保証人（原則ご両親）が在住もしくは在勤する各都道府県支部を窓口として行っています。）

【利息】
無利息
(延滞金あり)



【貸与金額】
最高100万円
(一括貸与)



令和8年度 日教弘「貸与奨学金」募集のご案内

応募資格

「国公立大学、大学、短期大学、高等専門学校および専修学校専門課程に在学、もしくは入学予定の学生・生徒のなかで学資金の支払いが困難と認められる者」（高等専門学校については、第4学年以上の在学学生）「令和8年4月1日時点で30歳未満の者」

奨学金返還方法

100万円の借用者は、卒業見込みの年から原則として10年以内に年賦償還（それ以外は8年以内）

募集期間

令和8年4月10日▶5月10日

※上記期間内で支部ごとに募集期間を設けています。
詳しくは支部へお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 島根支部
TEL:0852-24-1059
<https://www.nikkyoko.or.jp/company/list/index.html>

募集人員／申請手続き

14名

詳細は支部へお問い合わせください。



公益財団法人 日本教育公務員弘済会

令和 8 年度 大学等貸与奨学生募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

1 趣旨

公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下、「（公財）日教弘」という。）は、公益事業の一環として、高等教育機関（高等学校卒業資格以上の学校）に在学し、学資金の支払が困難と認められる者に対して貸与奨学金事業規程に基づき、奨学金の貸与を実施する。

これを受け、（公財）日教弘島根支部（以下、「島根支部」という。）は、次のとおり募集する。

2 対象者

次の(1)～(3)のすべてを満たしている学生

(1) 奨学生志望者は、原則として連帯保証人が島根県内に在住すること。ただし、奨学生志望者に不都合が生じる場合、奨学生志望者は連帯保証人の在勤する都道府県支部に申請することができる。

(2) 国・公・私立の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程及びそれらに準ずる学校（以下「学校」という。）に在学（既に在学している者のほか、新たに入学を許可され入学手続を終えた者も含む。）し、学資金の支払が困難と認められる者。ただし、高等専門学校については、第 4 学年以上の在学生に限る。

(3) 応募年度の 4 月 1 日時点で 30 歳未満であること。

3 貸与期間及び金額

(1) 貸与期間

正規の最短修業期間とし、2 (2) に示す学校に在学する期間を通算して 4 年以内

(2) 貸与金額

修業期間 1 年につき 25 万円とし、最高限度額は 100 万円

4 採用決定等

採用は、島根支部が設置する奨学事業選考委員会の選考を経て、島根支部長が（公財）日教弘理事長に推薦し、理事長が採用を決定する。

なお、予算の範囲内で第一次採用者と第二次採用者（（公財）日教弘より奨学金貸与予算の再配分があった場合に限り。以下同じ。）を決定する。

第一次採用者は 6 月下旬までに、第二次採用者は 8 月中旬までに「奨学生採用内定通知書」により該当者に通知する。

5 交付時期等

第一次採用者は 8 月上旬（予定）に、第二次採用者は 9 月下旬（予定）に貸与額全額を一括交付する。

6 利息

無利息（ただし、返還が遅れると 10（5）の延滞金が生じる。）

7 応募方法

(1) 応募期間 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 5 月 10 日（当日消印有効）まで

(2) 提出書類

① 奨学生申請書（様式 1）

② 貸与奨学生付属調査票（様式 4）

③ 連帯保証人の所得証明書

（市町村発行の所得証明書や源泉徴収票等いずれも直近のもの）

（所定の「所得証明申請書」による。）

④ 在学証明書（原本）

* ①、②及び③の「所得証明書」は添付のものを使用すること

(3) 提出先・問い合わせ等

〒690-0887 松江市殿町33

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部事務局 奨学金係

TEL 0852-24-1059

FAX 0852-31-6089

8 返還方法

(1) 返還の始期

原則として、その学校を正規の最短修業期間で卒業した年の12月

(2) 年賦での返済

8年以内、ただし、借入金額が100万円の場合には10年以内
具体的な返還方法は、(次表)のとおり。

借入金額 \ 返還回数	5回	8回	10回
100万円			10万円/年
75万円		10万円/年 (最終回のみ5万円)	
50万円	10万円/年		
25万円	5万円/年		

9 その他

(1) 提出書類は返却しない。

(2) 提出書類は、(公財)日教弘の「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」に基づき、秘密を保持し目的以外には利用しない。

10 注意事項

(1) 連帯保証人

奨学金の申込みには連帯保証人が必要。

なお、貸与決定後に提出する「奨学金借用証書」に、連帯保証人の「印鑑証明書」及び「所得証明書」の添付が必要となる。

(2) 申請書、借用書の自署等

申請書、借用書は、奨学生本人及び連帯保証人それぞれが自署、押印(シャチハタ等の自動印は不可)すること。

なお、連帯保証人の印鑑は、印鑑証明書の印鑑であること。

また、自署でない場合は、申請書、借用書の再提出を求めることになる。

(3) 奨学金の繰り上げ返還等

奨学金貸与期間又は返還期間中に、奨学生が学籍を失ったり、適当でない行為があったりした場合などには、(公財)日教弘は規定により貸与した奨学金の全額を直ちに返還請求する。

(4) 奨学金の返還猶予又は減免

災害等により奨学金の返還が困難と認められる場合には、規定により猶予又は減免を行う場合もある。

(5) 延滞金

債務者等(奨学生又は連帯保証人)が年賦の返済を延滞したときは、規定に基づき延滞金を徴収する。

(6) 成果報告書の提出

卒業後、速やかに卒業論文概要又は学習成果報告書及び奨学金の主な使途を記載した報告書(A4判1枚の所定の様式)を提出すること。